

藪本知二氏のご退職に寄せて

中央大学法学部教授 鈴木博人
SUZUKI Hirohito

藪本知二氏は、2023年3月に定年により山口県立大学を退職されます。私は、中央大学法学部在学中から藪本氏と同じ指導教授に師事していたことから、僭越ではありますが、小文を寄せさせていただきます。

藪本氏は、1957年大阪市に生まれました。関東人が思い描く大阪人の印象と、藪本氏が周囲に与える印象は大分異なっていました。当たり前のことですが、すべての大阪人が甲子園球場で野次を飛ばしたり、かつてのあるいは近年の市長や知事のようなイメージの方ばかりではないということです。ただ、話をすると大阪のアクセントがあり、また、大学院の研究室には常に阪神タイガースの帽子が掛けられていました。東京人は大阪に来ると似非大阪弁になるが、大阪人は東京に来て大阪人のままと話していたように思います。

藪本氏は、中央大学法学部3年次(3年次になると当時は教養科目と称されていた授業科目がなくなり、専門科目のみになっていました)に、故・田村五郎教授の家族法ゼミに所属し、誰もなりたがらないゼミ幹事長に自ら手を挙げて、その後2年間務めました。4年修了時には就職活動はせずに、大学院法学研究科民事法専攻の試験を受験し、学部時代に引き続き、田村五郎教授を指導教授として仰ぎ、研究者への道を踏み出しました。田村教授は、学部学生や他の先生を指導教授とする院生には、終始にこやかに接し、「ごろうちゃん」と呼ばれていました。しかし、直接指導する院生には、大変厳格な先生で、笑顔など見せないといった方でした。当時、藪本氏が、「少ない弟子なのだからもっと大事にせえ」と呟いたことがありました。とはいえ、田村先生がどのようなお気持ちで弟子に厳しく接していたのかは、自らが研究者教員となってみるとよくわかるようになりました。また、学生、特に研究者を志す院生に厳しく接するという事は、甘い顔をするよりもいかに難しいことを身に沁みてわかるようになりました。田村門下生は皆同じだと思います。

藪本氏は、1992年4月に貴学(正確には山口女子大学)に法学担当教員として赴任いたしました。当時、貴学は、改組に向けた最中であったということです。全国的に、とりわけ国立大学では大綱化で教養部廃止という流れが文部省によって作られていましたが、公立大学である貴学は、この大綱化の波をまともにかぶることがなかったのではないかと拝察いたします。そして、それは幸運なことだったと考えます。とはいえ、就任してみると改組の最中ということで藪本氏も当初は戸惑ったのではないのでしょうか。ところが、改組に当たり、司法福祉担当者として元家裁調査官でもあった佐野健吾先生や後述の山根常男先生門下である二村克行先生が貴学に招聘されました。このことは、藪本氏にとっては大変心強かったのではないかと思います。東京では、佐野黄門に助さん・格さんがいると言われておりました。

藪本氏は、田村先生の下で民法・家族法の研究を進められる一方で、当時キブツの研究で有名だった故・

藪本知二氏のご退職に寄せ

山根常男駒沢大学教授が中央大学大学院文学研究科で家族社会学の講義を担当されていたことがきっかけとなり、駒沢大学の山根研の面々と交流をもつようになりました。二村先生との交流もこのとき始まりました。山根理論の薫陶を受けた藪本氏は、修士論文「アメリカ法における離婚後の子の監護について——共同監護を中心にして——」を執筆されました。この論文は、比較法的手法、山根理論とも関連する心理学的親子関係への注目、そして民法の基礎理論を踏まえたものでした。滅多に弟子を褒めない田村先生が「いい論文」と評されました。藪本氏が扱ったテーマは、今もまだ日本では決着がついておらず、この小文を執筆している時点で、まさに立法作業の途上にありながら、複数の案が示されてパブリックコメントが募集されている問題です。

ここで藪本氏の研究に目を向けると、氏の研究は、三つないしは四つに分類できます。一つ目は修士論文で扱った民法における子の福祉を中心とした研究です。二つ目は子どもの権利条約研究です。氏の子どもの権利条約研究の特色は、条約制定作業中からの立法史からたどるものです。この研究は、喜多明人早稲田大学教授(現名誉教授)が主催する研究グループに参加されたことがきっかけだったのではないかと思います。喜多先生との共同研究の成果の一端は、『子どもの権利条約の研究』(1992年、法政大学出版社)に結実しています。三つ目は、人との死別をめぐる研究です。この研究は、さらに細かく見ると、成年後見制度を中心とする高齢者をめぐる法律問題研究と人の死をめぐる学際的研究に分けることができます。四つ目は、公立図書館を中心とした情報リテラシー教育に関する研究です。この研究は、子どもの権利条約研究の延長線上にあると考えるならば、子どもの権利条約研究の枠組に組み込まれることとなります。以上の整理は、実は藪本氏の研究の重心が変遷していった時系列に沿った整理であるともいえます。これは、山口県に根ざした貴学の存立基盤に沿った研究に藪本氏の研究の重心が少しずつ移っていった結果ではないかと考えます。

聞くところによると、藪本氏は、定年退職後も非常勤講師として、貴学および山口大学等で従来通りの授業を担当するようです。そうすると、大学の校務はなくなるほかは変わらずに教育・研究生活が続くということになるのではないかと拝察します。そうであれば、是非、先祖返りして民法・家族法研究にも校務負担がなくなる分の力を注いでいただきたいと願ってやみません。

長々と記してきましたが、最後に藪本知二氏の今後のご健勝とご研究のさらなる展開を祈念して筆を擱くことといたします。